

豊田市脱炭素スクール第5期前期事業企画運営業務委託仕様書

本仕様書において、豊田市を「甲」とし、業務委託請負者を「乙」とする。

1 委託業務名

豊田市脱炭素スクール第5期前期事業企画運営業務委託

2 委託場所

豊田市西町ほか地内

3 委託期間

委託期間の開始日から令和8年3月24日（火）まで

4 目的

2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、中小企業の事業者を中心に、経済と環境の好循環を目指す脱炭素経営の実践を推進するため、事業者の自主的な脱炭素化に向けた取組の実現を支援し、豊田市における産業部門又は業務部門におけるCO₂削減につなげる。

5 業務内容

（1）豊田市脱炭素スクールの運営

乙は、甲が作成する脱炭素スクール（以下、「スクール」という。）の全体構成案（別紙「豊田市脱炭素スクール第5期概要」参照）を基に、前期のスクール運営を実施する。

ア 講座の企画・運営

- （ア）講座の議題及び進め方を企画立案し、甲との事前打合せにより内容を調整する。
- （イ）講座に招集する講師との調整や、受講者に対して講座開催等の連絡調整を行う。
- （ウ）講座で使用する資料の作成、印刷及び配布を行う。
- （エ）講座開催時に司会進行及びワークショップにおけるファシリテーションを行う。
- （オ）第1回講座開催後、受講者に対してアンケートの実施及び集計を行い、講座開催報告書に集計結果を記載する。
- （カ）講座の開催方式は原則として対面型式とし、オンライン型式の開催が必要な場合には、ホストとしての会議開催準備及び受講者の参加環境の調整を行う。

イ 個別相談

受講者に対し、講座開催時以外においても、講座内容及び講座内容に基づく受講者の脱炭素経営について相談・助言等を実施すること。また、受講者からの相談に対しては速やかに対応し、その内容を甲に共有すること。

ウ 成果発表

受講生に対し、スクールの成果品作成及び発表を支援する。

エ スクール運営における甲の負担

会場手配、会場使用料及び臨時の講師依頼に係る講師謝礼は甲が依頼及び負担し、本委託業務には含めない。

オ その他

(ア) その他、スクール運営において甲と協議し必要と認められた事項を実施する。

(イ) スクール運営は全体構成をもとに実施するが、スクール運営の進捗状況やスクール受講生の状況・ニーズ等を踏まえ、甲と協議した上で、都度変更すること。

(3) スクール修了生のフォローアップ

ア 乙は、別添の第1期、第2期、第3期及び第4期スクール修了生に対し、企業の脱炭素経営に向けた進捗確認や助言等のフォローアップを行い、その内容を甲に報告すること。

イ 実施方法については、甲と協議し決定すること。

(4) 報告書作成

ア 乙は、各講座開催後に、講座開催報告書を作成し、開催日の2週間後までに甲へ提出する。

イ 業務完了時には、スクール全体で作成又は使用した資料をまとめ、令和8年3月24日（火）までに委託業務報告書として甲に提出する。

6 打合せ協議

打合せ協議は、各講座開催3週間前までに少なくとも1回実施を原則とし、その他甲が必要とした場合に実施する。なお、本委託業務の履行にあたっては、甲との連絡を密にするよう努め、十分に協議を行い、本委託を円滑に遂行できるよう留意すること。

7 成果物

乙は、本業務において実施した全ての項目を業務報告書に記し、提出すること。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 委託業務報告書紙媒体 | 2部 |
| (2) 委託業務報告書電子データ（CD-R 又は DVD-R） | 1枚 |
| (3) その他甲の指示するもの | |

8 一括再委託の禁止

(1) 契約約款に規定する「主たる部分」とは、豊田市脱炭素スクール運営業務における総合的企画、講座当日の運営、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(2) 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿の入力、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらな簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。

(3) 乙は、(1)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。

- (4) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

9 その他

(1) 著作権の帰属

本業務における成果物の著作権は、第三者に帰属されるものを除き、甲に帰属するものとする。

(2) 疑義

本仕様書に明示されていない事項又は疑義等が生じた場合は、速やかに甲と乙が協議し、問題の解決にあたるものとする。

豊田市脱炭素スクール第5期概要

<目的>

市内中小企業の脱炭素化の取組を促進するため、受講者の市内中小企業の脱炭素知識の習得と脱炭素事業計画の作成を支援すること。

<受講対象者>

豊田市内に事業所を置く中小企業及びその他甲が認めた者

<受講者数>

プレエントリー者（第1回講座受講希望者として甲が認めた者）：上限50者程度

受講者（第1回講座受講後に本スクール参加意思を示し、甲が認めた者）：上限30者程度

<開催期間>

令和7年11月1日から令和8年8月31日の9か月とし、前期及び後期に分けて開催する。

前期：令和7年11月1日から令和8年3月24日まで

後期：令和8年4月1日から令和8年8月31日まで（予定）

<受講者成果品>

- ・受講者自身の脱炭素経営方針及び脱炭素化事業計画（案）
- ・スクール修了時成果報告資料

<修了要件>

- ・原則、全ての講座を受講
- ・スクール成果のとりまとめ及び発表
- ・企業としてのスクール成果の発信

<講座実施回数>

前期・後期ともに4回以上の講座を開催し、1回あたり2時間程度とする。

<講座開催場所>

原則市内で開催する。

<講座内容（案）>

以下の項目を含むほか、脱炭素化に必要な内容とし、受講者の状況により柔軟に変更する。

〔前期分〕

- ・ESG投資・経営等脱炭素経営の基礎知識及び動向
- ・脱炭素経営実践企業の事例紹介
- ・脱炭素経営を実践するメリット
- ・GHG排出量（scope1～3）算定基礎知識及び受講者のGHG排出量算定支援

※第1回の講座内容は市が決定するが、下記のwebサイト記載の情報や、甲との打合せを踏まえ、事前準備や当日の運営補助を行うこと。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/other/1056467/index.html>

〔後期分〕

- ・SBT取得支援、scope3算定支援
- ・受講者の成果品作成支援
- ・受講者の削減目標の設定や削減効果シミュレーション支援
- ・受講者の脱炭素化事業計画の組み立て演習
- ・最終回は、修了成果発表会とし対外的に発表する内容とすること